

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月19日
【発行者名】	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 佐藤 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
【事務連絡者氏名】	ケネディクス不動産投資顧問株式会社 レジデンシャル・リート本部企画部長 山本 晋
【電話番号】	03-5157-6011
【届出の対象とした募集内国投資証券に 係る投資法人の名称】	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 440,938,980円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月10日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2020年2月19日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当先の概要及び本投資法人与割当先との関係等は、以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		2,190口	
払込金額		444,000,000円(注)	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本金の額(2019年9月30日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(2019年9月30日現在)	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数(2020年1月31日現在)	7,366口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、2020年1月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当先の概要及び本投資法人与割当先との関係等は、以下のとおりです。

割当先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		2,190口	
払込金額		440,938,980円	
割当先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本金の額(2019年9月30日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(2019年9月30日現在)	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している本投資法人の投資口の数(2020年1月31日現在)	7,366口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

444,000,000円

(注) 上記発行価額の総額は、2020年1月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

440,938,980円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2020年2月19日(水)から2020年2月25日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり201,342円

(注) 発行価格は、2020年2月19日(水)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定された発行価額と同一の価格です。

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当による手取金上限(444,000,000円)は、手元資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の購入資金又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(8,897,000,000円)については、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 投資方針 (2) オファリングハイライト 東京経済圏の賃貸住宅への重点投資と宿泊施設への厳選投資 (イ) 本投資法人の成長の軌跡 更なる成長で“NEXT”ステージの完成形へ」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産の購入資金の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、2020年1月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当による手取金上限(440,938,980円)は、手元資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の購入資金又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(8,818,779,600円)については、後記「第二部参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 投資方針 (2) オファリングハイライト 東京経済圏の賃貸住宅への重点投資と宿泊施設への厳選投資 (イ) 本投資法人の成長の軌跡 更なる成長で“NEXT”ステージの完成形へ」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産の購入資金の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

(1) 本投資法人は、2020年2月10日（月）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社から2,190口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年3月19日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

(1) 本投資法人は、2020年2月10日（月）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主であるケネディクス株式会社から借り入れる本投資口2,190口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、S M B C日興証券株式会社は、2020年2月22日（土）から2020年3月19日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）